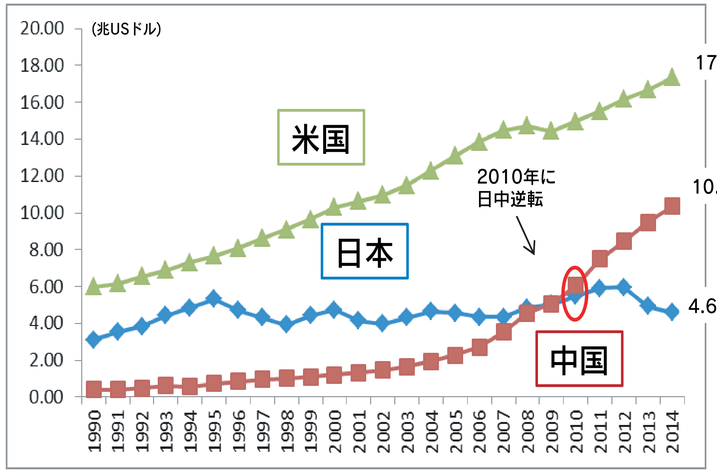
「日本の目指す道」

2016

前 総務大臣・衆議院議員

新　藤　義　孝

世界の中で、日本の経済的な地位は低下している



一人あたりGDPの
世界ランキング(日本の推移)

2000年	3位
2014年	27位

世界GDPに占める
日本のシェアの推移

1990年	13.97%
2014年	5.96%

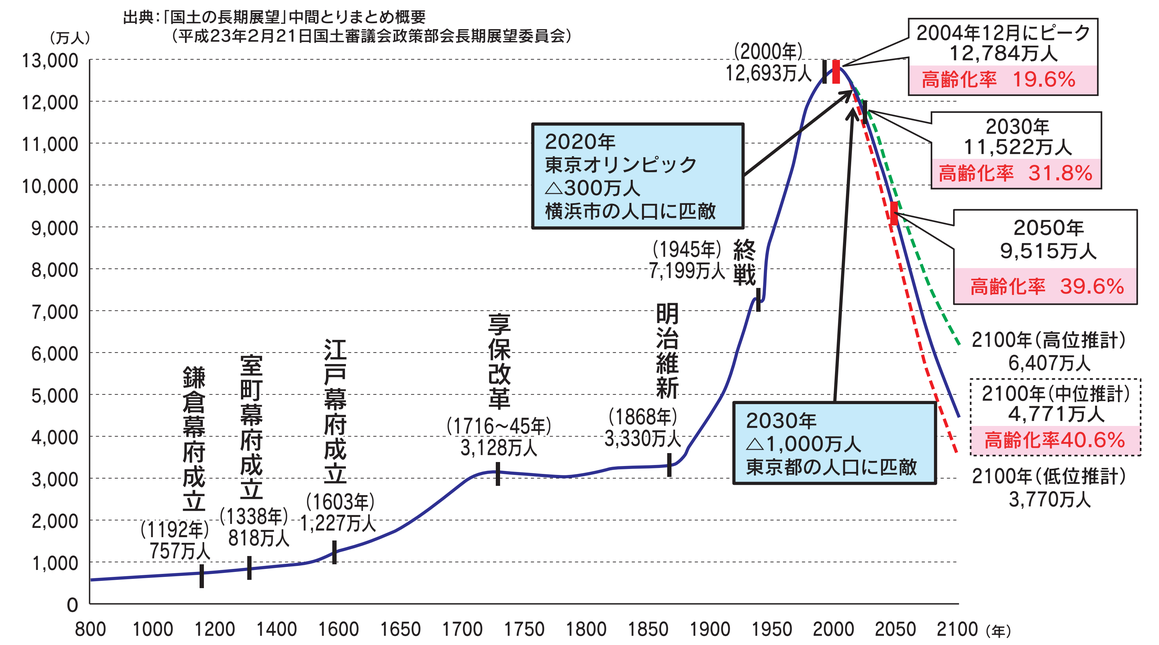
直近20年間の名目GDPの変化＜1994年～2014年、USドルベース＞

	日本	米国	中国	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
伸び率	－5%	2.4倍	18倍	2.6倍	1.8倍	2倍	3.1倍
1994年	4.85兆ドル	7.31兆ドル	0.56兆ドル	1.14兆ドル	2.21兆ドル	1.40兆ドル	0.45兆ドル
2014年	4.60兆ドル	17.34兆ドル	10.35兆ドル	2.95兆ドル	3.87兆ドル	2.83兆ドル	1.41兆ドル

資料：IMF, World Economic Outlook database

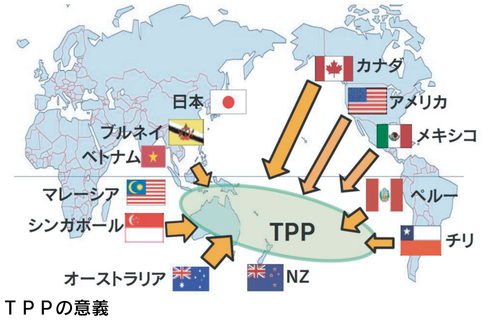
我が国における総人口の長期的推移

○我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



広域的な経済統合に向けた動き

TPP（環太平洋パートナーシップ）[12カ国] 人口 8.1億人（11%） GDP 28兆ドル（36%）



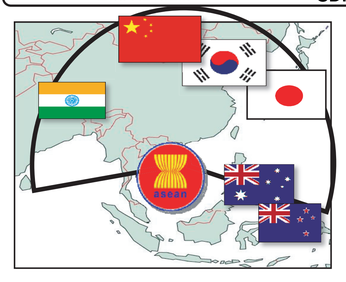
ＴＰＰの意義
・２１世紀型の新たなルールの構築
・中小・中堅企業、地域の発展への寄与
・長期的な戦略的意義

【各枠組みの比較】

	人口（対世界割合）	ＧＤＰ（対世界割合）	国・地域
ＴＰＰ	１１%	３６%	１２
ＲＣＥＰ	４９%	２９%	１６
ＡＰＥＣ	４０%	５４%	２１

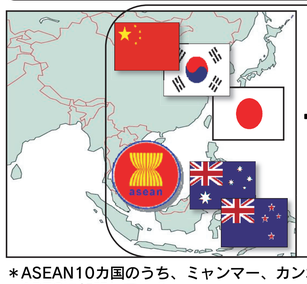
人口・GDPはいずれも2014年時点
（データ出所）IMF, World Economic Outlook Database, October 2015

RCEP（東アジア地域包括的経済連携）[16カ国] 人口 34.7億人 （49%） GDP 22.6兆ドル（29%）



日本
中国
韓国
ＡＳＥＡＮ１０カ国
インド
オーストラリア
ニュージーランド

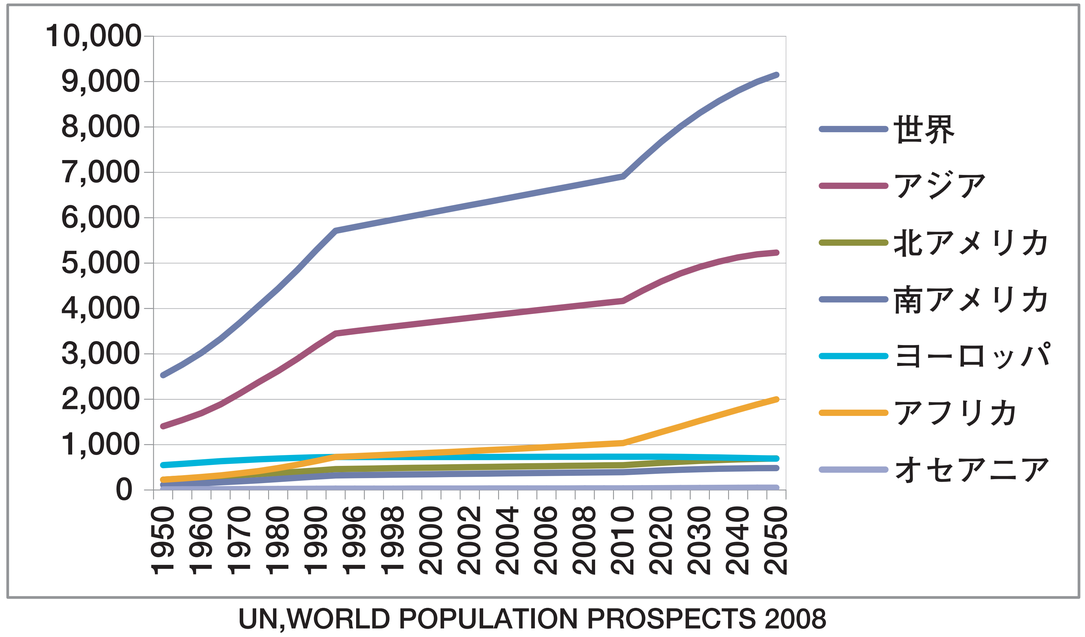
APEC（アジア太平洋経済協力）[21カ国・地域] 人口 28.2億人 （40%） GDP 43.7兆ドル（54%）



＋
アメリカ
カナダ
メキシコ
ペルー
チリ
香港
台湾
ロシア
パプアニューギニア

＊ASEAN10カ国のうち、ミャンマー、カンボジア、ラオスは
APECに加盟していない。
＊APECにおいては、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けて議論

世界人口の推移



UN,WORLD POPULATION PROSPECTS 2008

安倍内閣の経済・財政運営

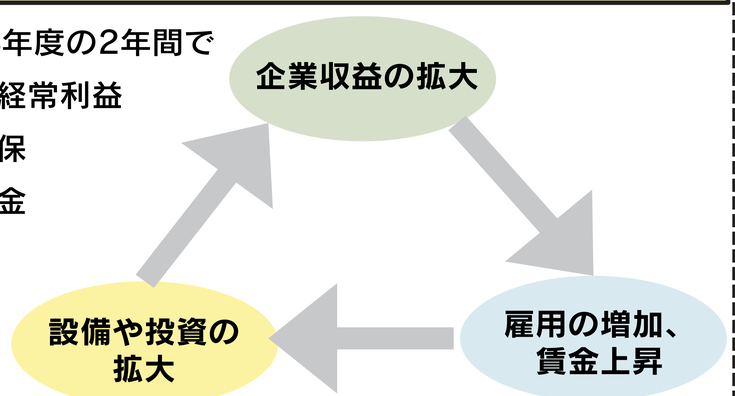
◆ ミッション：「日本を取り戻す」
◆ ビジョン　：「強い経済を実現し、優しい社会を創る」
◆ アプローチ：アベノミクス第１ステージ（２０１３～２０１５）
　　アベノミクス第２ステージ（２０１５～）

目指すべき社会

１．一億総活躍社会の実現
２．復興、そして新しい東北へ
３．経済再生、アベノミクス第２ステージへ
　イノベーション、ＩＣＴ、生産性革命、エネルギーミックス、ＴＰＰ
４．暮らしの安全、将来の安心
　社会保障、国土強靱化、防災、治安
５．地方こそ成長の主役（地方創生）
　地方創生、農政新時代、活力ある地域づくりを通じた新しい成長
６．未来を拓き創造する教育再生
　学力と人間力を備えた人材の育成、「スポーツ･文化芸術の振興」の実現
７．積極的平和外交、揺るぎない防衛体制
　主権を守る領土・領海の警備、一日も早い拉致問題の解決

経済好循環の実現

○安倍内閣の2012～2014年度の2年間で
　・＋１６.１兆円：企業の経常利益
　・＋４９.９兆円：内部留保
　・＋２０.２兆円：現　預　金
○一方で、
　・＋５.１兆円：設備投資
　・＋０.３兆円：給与・賞与
に止まるなど、さらなる課題。



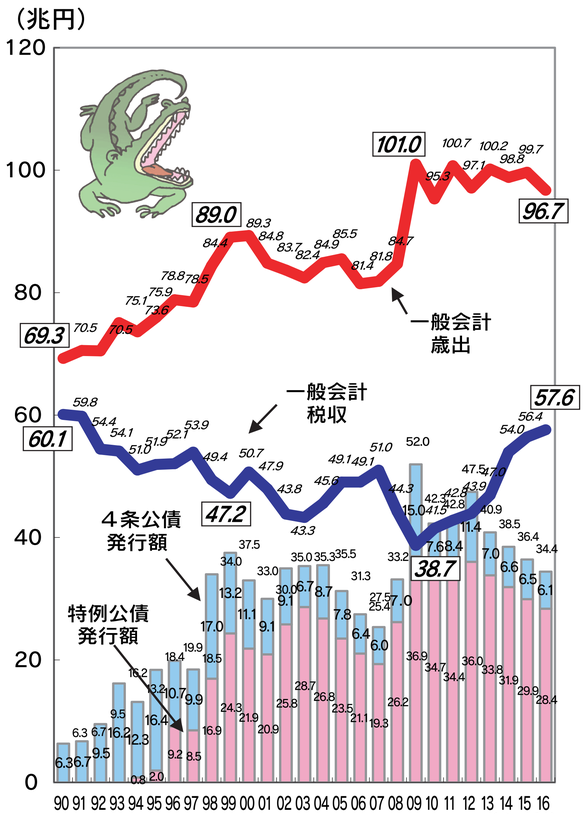
「横串しと団子」自民党経済好循環実現委員会提言

経済再生と財政健全化の両立を実現する

◆税収は平成28年度57.6兆円
⇒バブル期の水準まで回復

◆国債発行額は４年連続減額
⇒公債依存度は8年ぶりの低水準

◆２年連続年度途中で減額補正



税　収　増

バブル期		リーマンショック	第２次安倍内閣		
１９９０	１９９１	２００９	２０１２	２０１５	２０１６
60.1兆円	59.8兆円	38.7兆円	43.9兆円	56.4兆円	57.6兆円

＋１２兆円強

国債発行の減額

バブル期		リーマンショック	第２次安倍内閣		
１９９０	１９９１	２００９	２０１２	２０１５	２０１６
6.3兆円	6.7兆円	52.0兆円	47.5兆円	36.8兆円	34.4兆円

大型景気対策

財務省資料より　― 2016.1.4　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

２０１２年から２０１５年の日本経済の推移

		安倍政権発足前		現在	備考
企業収益（経常利益）		４８.５兆円 （２０１２年度）	→	６４.６兆円 （２０１４年度）	過去最高水準
賃上げ（連合公表）		０.８２％ （２０１２年）	→	２.２０％ （２０１５年）	１７年ぶりの高水準
雇用情勢	完全失業率	４.１％ （２０１２年１１月）	→	３.３％ （２０１５年１１月）	３％台前半は１８年ぶりの低水準
	有効求人倍率	０.８２倍 （２０１２年１１月）	→	１.２５倍 （２０１５年１１月）	２３年ぶりの高水準
個人消費 （２００５年＝１００）		１０５.６ （２０１２年１１月）	→	１０６.５ （２０１５年１０月） *（参考：２０１４年4月１０４.４）*	改善
名目ＧＤＰ		４７２.７兆円 （2012年10−12月）	→	５００.７兆円 （２０１５年７－９月）	リーマン・ショック前の水準に回復
株価		８,６６５円 （2012年11月14日）	→	１９,３５４円 （2015年12月17日）	１９年ぶりの高水準 （2015年1~12月平均：19,213円）

財務省資料より　― 2016.1.4　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

一億総活躍社会の実現！　－ 成長と分配の好循環。50年後に一億人を維持。－

・企業の経常利益は過去最高水準（19.2兆円：2015年4-6月期）
・賃上げ率は2年連続で前年を上回る伸び（+2.20%=17年ぶりの高水準）
・有効求人倍率は、23年ぶりの高水準（1.24倍：2015年9月）
➡「デフレ脱却」までもう一息。

少子高齢化による労働供給減、将来に対する不安・悲観
・生産年齢人口：1984年8,178万人→1995年8,726万人（ピーク）→2014年7,785万人まで減少
・高 齢 化 率：1984年9.9%→2014年26.0%に上昇
➡経済成長の根本要因

アベノミクス第１ステージ「三本の矢」の経済政策を一層強化し、民需主導の経済の好循環を確立。（潜在成長率の向上）

・成長の果実による
子育て支援・社会保障の基盤強化

個人消費の改善テンポに遅れ	企業収益に比して弱い設備投資	人手不足の顕在化・労働供給減
（消費総合指数(前月比)：2015年7月0.0%、8月0.6%、9月0.0%）	（民間設備投資：90年代半ば3年間約72兆円→直近3年間約68兆円）	（生産年齢人口：ピーク時1995年と足下2014年の差▲941万人）

若者も高齢者も、女性も男性も、難病や障害のある方々も、一度失敗を経験した人も、国民一人ひとりが、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望が叶い、能力を発揮でき、生きがいを感じることができる社会を創る。

・安心・将来の見通しが確かになることによる消費の底上げ、投資の拡大
・多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出

結婚・子育ての希望が実現しにくい
（合計特殊出生率：2014年1.42）

介護と仕事を両立しにくい
（家族の介護・看護を理由とした離職・転職者：2011年10月～2012年9月　10.1万人）

アベノミクス第２ステージ　新三本の矢

希望を生み出す強い経済
・賃上げによる労働分配率の向上
・生産性革命による設備投資の拡大と生産性の向上
・働き方改革による労働参加率の向上、イノベーションによる生産性の向上　等

夢をつむぐ子育て支援
・若者の雇用安定・待遇改善
・仕事と子育てを両立できる環境
・保育サービスなど結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援　等

安心につながる社会保障
・介護サービスの確保
・家族が介護と両立できる環境、家族への相談・支援体制
・健康寿命の延伸　等

新・第一の矢の的
GDP600兆円

新・第二の矢の的
希望出生率1.8

新・第三の矢の的
介護離職ゼロ

内閣官房一億総活躍推進室資料より　－ 2016.1.20　衆議院議員　新藤義孝作成 －

「まち・ひと・しごと創生」推進基本方針（新藤私案）

①国と地方の役割分担で、地域の役割とされたものについては、地方の熱意や自主性を基本とし、地方が責任を持って推進。

②国は縦割りを排した、**横串のプラットフォーム**により、各省連携の下で、地方の総合戦略を最大限支援。

③バラマキ排除の観点から、地方版総合戦略について、**数値目標（KPI）の設定と、その効果検証（PDCA）を盛り込む**。

④地方版総合戦略を強力に推進するため、国の責任で、**国費による交付金を創設**。地方が、自主性・主体性を最大限発揮できるようにするため、**自由度の高い包括的な交付金**を大胆な規模で設ける。

※各省庁の細かな補助制度は作らない。

「まち・ひと・しごと創生事業費」（地方財政計画・1.0兆円）

地方公共団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」（1.0兆円）を計上し、地方交付税で算定

○人口減少等特別対策事業費（0.6兆円）	○地域の元気創造事業費（0.4兆円）
・取組の必要度分 ・取組の成果分	・行革努力分 ・地域経済活性化分

・人口を基本としたうえで、以下の指標を用いて、各地方公共団体のまち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映

（指標）
人口増減率、転入者人口比率、転出者人口比率、年少者人口比率、自然増減率等

・産業関係、雇用関係等の指標を用いて、各地方公共団体の地域経済活性化の成果を反映

・一部は、特別交付税により、ローカル10,000プロジェクト等の各地方公共団体の取組状況に応じて配分

２６年度補正地方創生先行型交付金（1,700億円）（補助率10/10）

○基礎交付1,400億円：人口や財政力指数を基準に配分
【特徴】スタートアップのため、地方版総合戦略策定や地方創生先行事業を支援

○上乗せ交付300億円：
【特徴】KPI・PDCAの仕組を備えた先駆的な事業を対象

２７年度補正地方創生加速化交付金（1,000億円）（補助率10/10）

○KPI・PDCAの仕組を備えた先駆的な事業を対象

【特徴】一億総活躍社会実現に向けた緊急対応として、地域のしごと創生に重点を置きつつ、自治体の取組の先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る

２８年度当初地方創生推進交付金（1,000億円）
※事業費ベースで2,000億円（補助率１/２）

○KPI・PDCA等の仕組を備えた先駆的な事業を対象

【特徴】地方版総合戦略に基づく事業全般を対象とする。
地方が自律と責任を持つ観点から、1/2は地方負担。
※地方負担分は交付税措置により対応可能に。

「地域の元気創造プラン」の強力な推進　～全国津々浦々で経済の好循環を創造～

ミッション

（ まちの元気で
日本を幸せにする！ ）

ビジョン

○地方創生（地方に「しごと」をつくり、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環）

○強い地域経済をつくる　（税・保険料収入の基盤を充実）

アプローチ

○地域経済の好循環拡大
自治体がエンジンとなり「しごと」をつくり
地方からGDPを押し上げる（0.3~0.4%程度を目途）

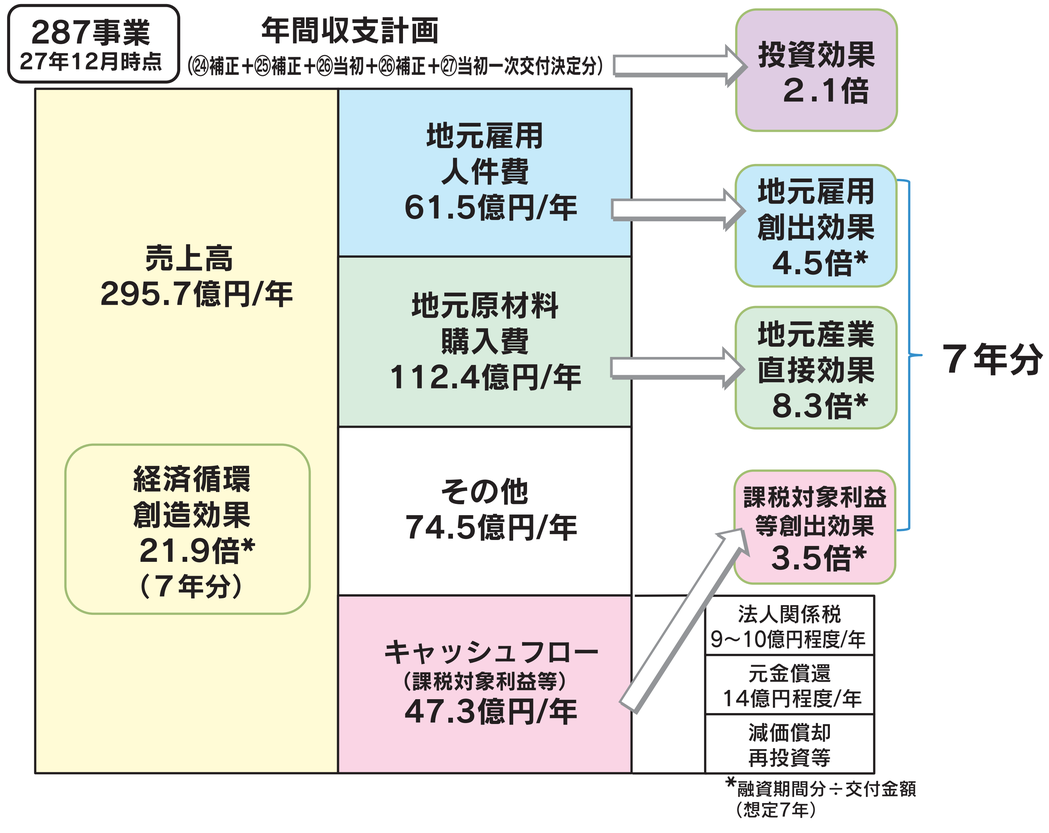
プロジェクト1　地域経済イノベーションサイクル
⇒ローカル10,000プロジェクト

＜横串連携＞金融庁、中小企業庁、農林水産省等
産学金官地域ラウンドテーブル

＜経済効果＞

・年間9～10億円程度の税収効果（10年程度で交付金相当額を回収見込）

・95億円の交付金に対して、101億円の地域金融機関の融資を誘発



プロジェクト2　民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクト
⇒超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成

分散型エネルギーインフラプロジェクト　（資源エネルギー庁と連携）

○電力小売の全面自由化により、家計や企業からの電気料金（約１８兆円）の１割（１.８兆円／年）が地域に還流する可能性

○バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用し、自治体、需要家、金融機関等による地域エネルギー事業

○平成２６年度に１４団体、平成２７年度に１４団体でマスタープランの策定、事業実施体制の構築等を実施

自治体インフラの民間開放

○自治体が保有する施設などをイニシャルコスト無しで、ビジネス拠点や生産性向上ツールとして提供

○公共施設オープン・リノベーション
（新しく素敵な公共空間を起業に提供）

○地域サービスイノベーションクラウド
（自治体保有情報システムで中小企業の業務を支援）

総務省資料より　― 2016.1.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

ＩＣＴ成長戦略

Mission－使命

世界で最もアクティブな国になる

～ICTによる経済成長と国際社会への貢献～

Vision－目標

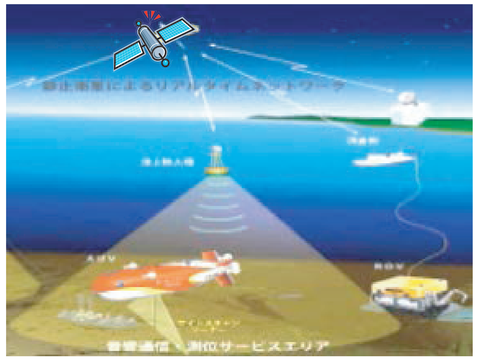
Ⅰ．新たな付加価値産業の創出
Ⅱ．社会的課題の解決
Ⅲ．ＩＣＴ共通基盤の高度化・強靱化

プロジェクトの国策化と総合的推進

重点プロジェクト

鉱物・エネルギー

「海のブロードバンド」による海底資源調査の高度化・効率化



海底探査機の4kカメラ映像、ソナーデータ等を陸上拠点へリアルタイム送信

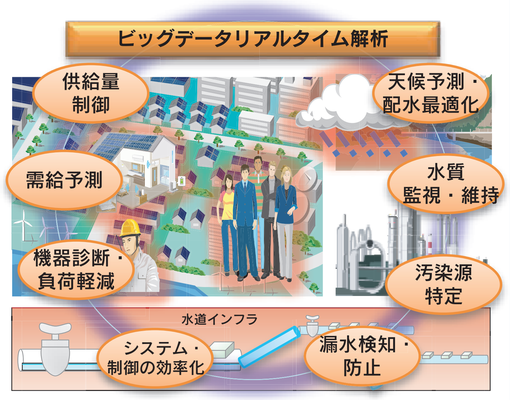
短期：通信衛星（きずな）を活用した海のブロードバンド環境の実現【実証（研究開発）】

中長期：次世代超高速ブロードバンド通信衛星による最適な調査環境の実現【研究開発（実証）】

※文部科学省（JAMSTEC）と連携

水

ICTを活用した総合的管理システムによる水利用の最適化



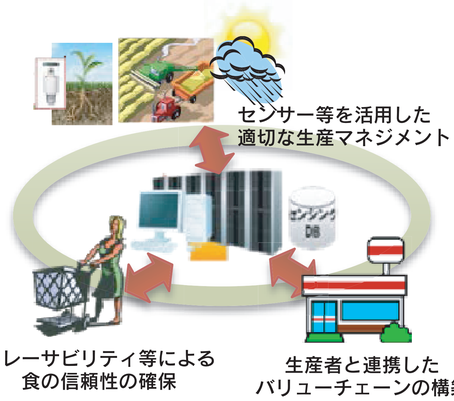
短期：ICTを活用した高度な漏水検知システムの展開【実証】

中長期：水利用をネットワーク化した水版スマートグリッドの実現【研究開発（実証）】

※地方自治体と連携

農業（食糧）

ICTを活用した農業の生産性向上・高付加価値化の実現



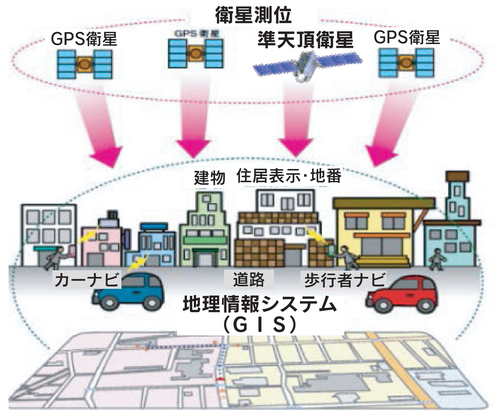
短期：農業の生産性向上に向けたICTによる知識産業化【実証】

中長期：生産／流通／消費まで一貫したバリューチェーンの構築による高付加価値化【研究開発（実証）】

※農林水産省と連携

G空間

準天頂衛星を活用したG空間社会の実現



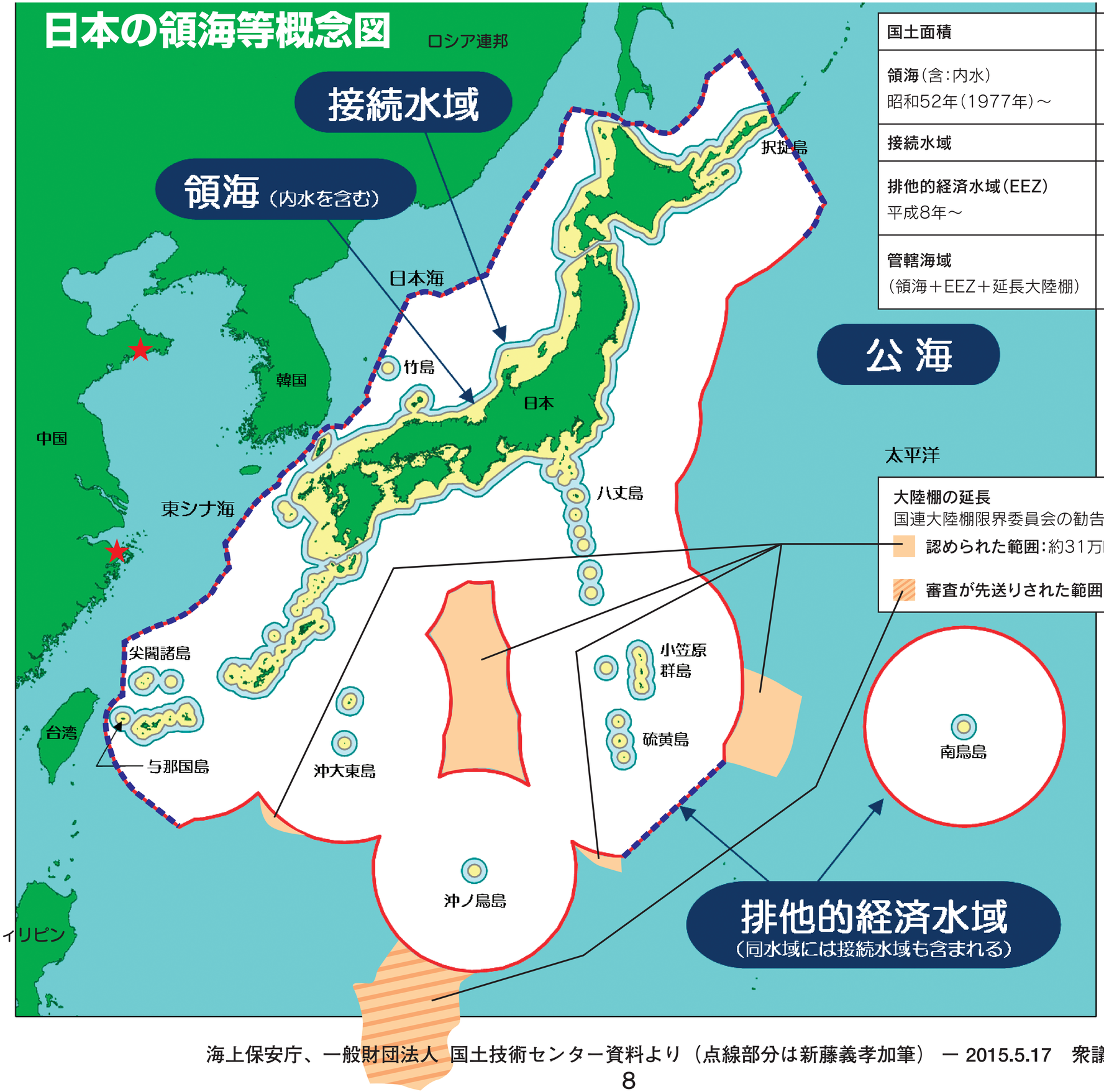
短期：・Ｇ空間情報のｵｰﾌﾟﾝﾃﾞｰﾀ化
・Ｇ空間情報を活用した新ｻｰﾋﾞｽ、防災ｼｽﾃﾑの展開【実証】

中長期：準天頂衛星による高精度測位等を活用したＧ空間社会の実現、海外展開【実証】

※国土交通省、国土地理院等と連携

総務省資料より　― 2014.5.5　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

日本の領海等概念図



国土面積	約38万㎢（世界第61位）
領海（含：内水） 昭和52年（1977年）～	領海基線～12海里：約43万㎢
接続水域	12～24海里：約32万㎢
排他的経済水域（EEZ） 平成8年～	低潮線～200海里 約405万㎢（世界第6位）
管轄海域 （領海＋EEZ＋延長大陸棚）	約478万㎢（領土の約12.6倍）

大陸棚の延長
国連大陸棚限界委員会の勧告（平成24年4月）
- **認められた範囲**：約31万㎢（領土の約8割）
- 審査が先送りされた範囲

海上保安庁、一般財団法人 国土技術センター資料より（点線部分は新藤義孝加筆） ― 2015.5.17　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

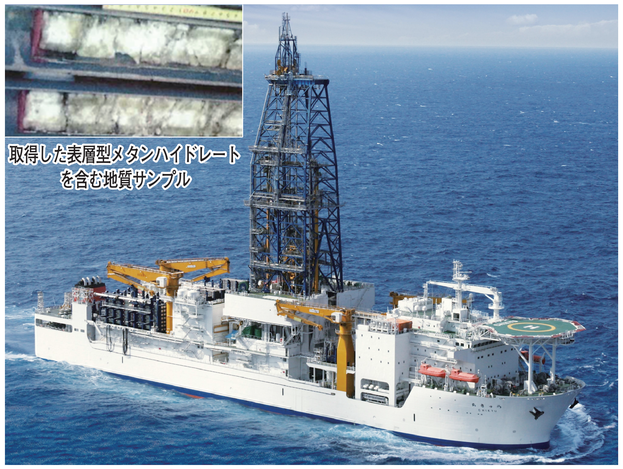
日本の明るい未来☆海は資源の宝庫！　－資源小国から海洋資源大国への道－

「メタンハイドレート」は94年分、120兆円相当が日本近海に埋蔵？

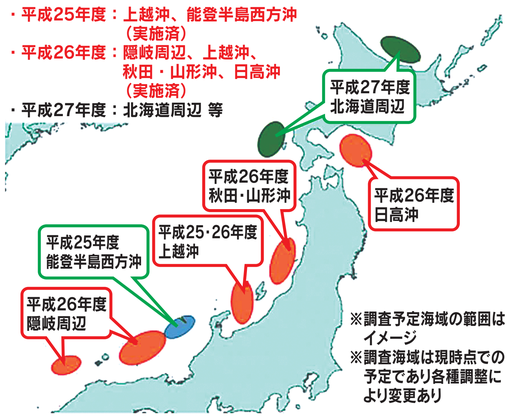
○メタンハイドレートは、メタンガスと水が高圧・低温で結合した氷状の物質で「燃える氷」とも呼ばれる。固体で存在し、従来の石油・天然ガスとは異なり、井戸を掘っても自噴しないため、新たな生産技術が必要。

→2007～8年、カナダにて陸上産出試験で減圧法による世界初の連続生産に成功。
→砂層型メタンハイドレートは、2013年3月、第二渥美海丘において、地球深部探査船「ちきゅう」を活用し、海洋においては世界初となる減圧法によるガス生産実験を実施。
→表層型メタンハイドレートは、2013年度から広域調査等を実施し、表層型メタンハイドレートが存在する可能性のある地質構造が存在することを確認。
2014年度の調査では、掘削によりメタンハイドレートを含む地質サンプルを取得。

「ちきゅう」を使ったメタンハイドレート海洋産出試験



地球深部探査船「ちきゅう」

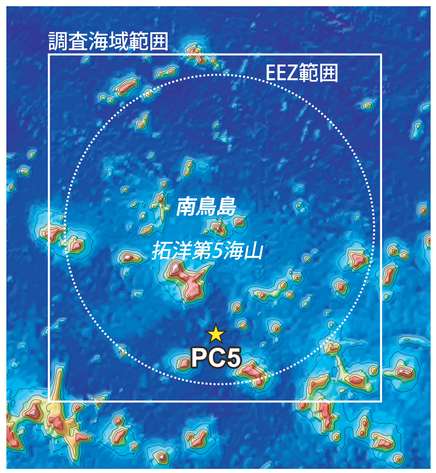


表層型メタンハイドレート調査海域

太平洋に陸の800倍のレアアース鉱床発見（南鳥島周辺EEZ内）

○2011年7月、東京大学チームが太平洋の水深3500～6千メートル付近でレアアースの鉱床を発見。

→埋蔵量は世界の陸上埋蔵量の800倍？
→2014年より3か年を目処に賦存状況を調査し、開発可能性を総合評価。



南鳥島付近のレアアース泥調査海域図
（東京大学　加藤泰浩教授　資料より）

国内の石油・天然ガス田開発も

○日本を取り囲むように、石油・天然ガスが存在する可能性のある有望海域が。

→政府は1961年度（昭和36年）より基礎調査。
→2008年3月から三次元物理探査船「資源」によりデータ収集中。
→2013年度に新潟県佐渡南西沖において試掘を実施。

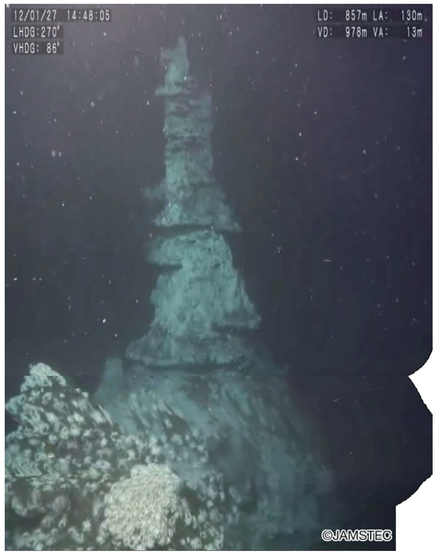
「海底熱水鉱床」は80兆円の宝の山？

○海底熱水鉱床　「海底下に浸透した海水が地下深部でマグマに熱せられ、地球のマントルに含まれる元素を海底に噴出（海底温泉）し、海水で冷却された重金属が沈殿した多金属・硫化物鉱床」

→銅、亜鉛、マンガン、金、銀等の貴金属やレアメタルが豊富に含まれる。
→2014年度、沖縄本島北西沖、久米島沖に２つの有望な海底熱水鉱床を発見。

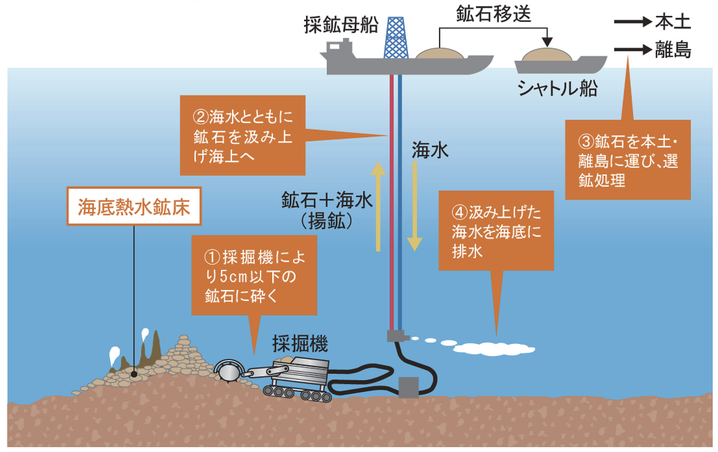
○2010年、探査船「ちきゅう」が沖縄本島の北西、水深１千メートル下の地層中に巨大な熱水湖（水温300度）を発見。　→熱水湖には世界最大級の黒鉛鉱床が。

→「ちきゅう」は1千メートル下の海底に、人工的にチムニー（海底煙突）をつくり、1年程で高さ11メートルに成長させることに成功。



海底に開けた穴から噴出した熱水中の鉱物が冷やされてできた11mのチムニー

海底熱水鉱床の商業化イメージ



海洋政策推進のために解決すべき課題（新藤の提案）

○ＥＥＺ境界画定には領土問題の解決
現在は、北方領土付近のロシア、竹島付近の韓国、東シナ海の中国との境界画定が合意されておらず、**海域利用が制限**。

○国家戦略としての海洋資源開発→「資源の確保の推進に関する法律」案の整備。
深海底鉱物資源は民間企業にとってリスクが大きい分野。

→国家戦略として探査・開発に先進科学技術を投入し、**一挙に商業化**。
→現在、設備や機械、クレーン、ドリル、工具は欧米製が主力だが、日本製造業の高い技術力なら**国産開発**は充分可能。
→海洋資源開発分野を**新たな産業**とし、人材・雇用を生み出す。
→やがては**世界中の海**で日本企業がノウハウを実践、提供。

資源エネルギー庁、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）、海洋研究開発機構（JAMSTEC）、東京大学 加藤泰浩教授、日本プロジェクト協議会資料より

― 2015.5.17　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

私が領土・主権問題に取り組む理由　－ 新たな国家体制整備と国策変更を！－

「国家」を成立させる３つの基本要素

①国民意識の統合　　②領土の保全　　③主権の確立

→国家の基本をおろそかにする国は、国際社会から信頼されず、国益を失う。

ロシア首相の国後島上陸－2012

・7月3日、メドベージェフ首相が大統領時代に続き、二度目の上陸。
・「一寸たりとも領土は渡さない」と発言。
・日本政府の中止要請は一顧だにされず。
→日・ロ間に存在した外交的配慮が消失。



ロシア首相の国後島上陸に抗議する決議（自民党領土特命委員会　2012年7月4日）

①外務大臣声明を出し、国家として抗議の意志を明確にすること。
②駐ロシア日本大使を呼び戻し、事情を聴取すること。
③予定されている外務大臣のロシア訪問を見合わせること。
④北方領土をロシアによる「不法占拠」と呼ばないなどの、対ロシア外交方針を再考すること。

→玄葉大臣は7月28日に予定通りロシア・ソチを訪問し、プーチン大統領・ラヴロフ外相と会談。　→日本外交の対処方針に変化なし。

⇒自国の領土に勝手に上陸されながら、明確な抗議や対抗行動を起こさない日本。日・ロの北方領土交渉そのものが有名無実化へ。

韓国大統領の竹島上陸－2012

・8月10日、李明博大統領が竹島に上陸。
・韓国大統領として戦後初となる暴挙。
・日本政府の中止申し入れは無視される。
・不法占拠と呼ばず明確な抗議を行わない民主党外交の行き着く果て。



尖閣で中国船、海保に「中国領海から退去せよ」－2012

・7月11・12日、中国漁業監視船が尖閣諸島周辺のわが国領海内に侵入。
・海保・巡視船の退去警告に、中国船「ここは中国の領海であり、正当な活動を行っている。妨害するな。日本船は中国の海からただちに退去せよ」と初めて主張。

8月15日、香港の活動家が魚釣島上陸

制止振り切り突



尖閣上陸

んだ。尖閣諸島・魚釣島（沖縄県石垣市）に、不法上陸したなどとして逮捕された民間反日団体「保釣行動委員会」の活動家7人。同諸島周辺では1年前にも中国漁船が巡視船と衝突する事件が起きた。中国側のなる不法行為に、地元からは「絶対に無にすべきではない」と政府の毅然とした求める声が上がっている。（本文記事）

平成24年8月16日（木）読売新聞より

⇒2010年には接続水域に１隻で来て海保巡視船に追い出されていた中国船が今や日本の領海内に堂々と侵入し、日本が中国に行っている主張と同じことを言い放つように。
⇒接続水域入域・領海侵入は日常化。空には「防空識別区」を独自宣言。

領土と主権を守り、国際社会からの信頼を取り戻すために

○「戦略的な外交」、「普遍的価値を重視する外交」、国益を守る「主張する外交」を基本。傷ついた日本外交を立て直し、世界における確固とした立ち位置を明確にしていく。

○積極的平和主義をわが国初の国家安全保障戦略を貫く基本思想に。司令塔として国家安全保障会議を設置。

○領土問題担当大臣を置く。○担当政府組織の強化拡充。

○歴史的・学術的な調査・研究を行う機関の新設。
・新機関は研究成果を活用し、国内及び国際社会に対し、法と歴史に基づく日本の主張について普及・啓発、広報活動を行う。

○「特定国境離島保全・振興法」、「無人国境離島管理法」等の整備。

安倍内閣における領土・主権に関する取り組み－2013～

・わが国の立場を内外に主張するため、歴代初の海洋政策・領土問題担当大臣を設置。内閣官房に領土・主権対策企画調整室を設置。（平成25年2月5日）
・平成18年から開催の島根県主催「竹島の日式典」へ、平成25年より内閣府大臣政務官が出席。

※画像はインターネット資料より

－ 2016.1.20　衆議院議員　新藤義孝作成 －

我が国安全保障の隙間を埋める平和安全法制

		我が国の平和と安全		国際社会の平和と安全
		我が国に対する攻撃	他国における武力紛争	
有事	武力の行使	〈武力攻撃事態〉 （対処） **自衛隊法** **武力攻撃事態法**	〈存立危機事態〉 ・「存立危機事態」への対処法制を整備（「新三要件」の下で、「武力の行使」を可能に）	※ 部が平成27年改正部分
緊急時	後方支援等	〈武力攻撃予測事態〉 （対処の準備） **自衛隊法** **武力攻撃予測事態法**	〈重要影響事態〉 （後方支援など） **重要影響事態安全確保法** （旧周辺事態安全確保法を改正） 重要影響事態における後方支援活動等の実施 ・改正の趣旨を明確化（「周辺事態」の定義から「我が国周辺の地域における」を削除 ・米軍以外の外国軍隊等支援の実施 ・支援メニューの拡大	〈国際平和共同対処事態〉 **国際平和支援法（新法）** ・国際平和共同対処事態における協力支援活動等の実施
			〈船舶検査活動〉 **船舶検査活動法** ・「国際社会の平和と安全の確保」へ寄与するために船舶検査活動を実施	
グレーゾーン		（警察活動の補完 情報収集・警戒監視 訓練　など） **自衛隊法**	・在外邦人等の保護措置の新設 ・米軍等の部隊の武器等防護の新設 ・平時における米軍に対する物品役務の提供（駐留軍施設等の警護を行う場合等提供可能な場面を拡充）	〈国際的な平和協力活動〉 **国際平和協力法** ・いわゆる安全確保などの業務拡充 ・必要な場合の武器使用権限の拡充 ・非国連統括型の国際的な平和協力活動の新設
平事				

― 2016.1.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

平和安全法制のポイント①

法整備の必要性

我が国の領土・領海・領域を自らが守るため、現行憲法の範囲内で、隙間のない法体系を整えておくことが必要。
「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」への対応（限定的な集団的自衛権行使）も含み、法的には危機対処に万全を期する措置としている。

実際に集団的自衛権の行使を行う際（＝存立危機事態の認定）

その時々の安全保障に関する状況を踏まえ、政府が提案・国会が承認。
自衛隊の活動や政策的オプションは、事前に複数準備しておく必要あり、実際に行使する場合は、国民的な国会での議論を経て、実施の可否が判断されることとなる。

国際平和への貢献の措置が具体化

この法制では、米軍に守ってもらうとの思想の法体系から、日本の防衛のために行動する米軍を自衛隊が守れるような法体系に。
※米国をはじめ、英、独、濠、比など多くの国が歓迎の意を示している。

治安維持任務、任務遂行のための武器使用

従来、ＰＫＯなどで住民の保護といった治安維持はできず、輸送はできても妨害された場合排除することができなかった。
今回の法制でこれらが可能に。

恒久法の制定（迅速な対応が可能）

従来、テロ対処やイラク復興支援など、ＰＫＯ以外で自衛隊の国際協力が必要となった場合、立法措置（最低3ヶ月程度）を行い、自衛隊を派遣。
必要な装備が事前に揃えられない、訓練が十分できないなどの課題が存在。
恒久法として「国際平和支援法」を制定したことにより、問題点が解消。

日本を守るために集団的自衛権の行使を限定的に容認します

日本の同盟国や友好国が攻撃を受け、それが日本の存立も脅かすような「新３要件」にあたる場合に限り、日本防衛のための自衛の措置として、必要最小限の武力の行使ができるようにします。

新３要件

１．我が国又は密接な他国への武力攻撃＝存立危機事態
２．他に適当な手段がない
３．必要最小限の実力行使

平和と安全を守る活動への支援を拡充・迅速化します

日本の平和と安全に重要な影響を与える事態では、自衛隊による外国の軍隊への後方支援（補給・輸送・医療など）が円滑に行えるようにします。ただし、戦闘現場では支援活動を行いません。同様の後方支援を、国際社会の平和と安全を脅かす事態でも行えるようにするため、新しい法律をつくります。

国際貢献を拡大します

紛争後の国際貢献として、自衛隊がこれまでも参加してきた国連ＰＫＯに加え、有志国が実施する類似の活動にも、ＰＫＯと同様の条件を満たせば、参加できるようにします。また、付近で活動中の日本人ボランティア等に危険が及ぶような時は、自衛隊が駆けつけて警護できるようにし、そのようなケースに限り、武器の使用制限を緩和します。

離島警備の迅速な出動と在外邦人の救出を可能にします

軍隊ではない武装集団が離島を不法占拠するようなケースで、警察の対処能力を超えるような場合は、迅速に自衛隊が出動できるようにします。
また、海外の日本人に危害が及びそうな時、その国の同意を得るなどの一定の条件のもと、自衛隊が救出に向かうことを可能にします。

― 2016.1.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

平和安全法制のポイント②

「新３要件」や国会承認などの厳しい歯止めがあります

今回の平和安全法制には、厳しい歯止めをかけていますので、むやみに自衛隊を出すことはできないようにしています。国際貢献でも「参加５原則」などを満たす場合に限られ、外国の軍隊への後方支援は「国会の承認」を得なければなりません。武力を行使するような場合は「新３要件」を満たすことに加え、「国会の承認」も必要となります。

武力を行使する際の厳しいルール「新３要件」

１．我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
２．これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
３．必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

Q.集団的自衛権って　例えば何をするのですか？

A.日本人の命を守るための非常に限定的な活動です。

例えば、朝鮮半島でアメリカを交えた紛争が発生し、避難する日本人を乗せたアメリカの輸送艦が公海上で攻撃を受けた場合、この船と日本人を自衛隊が守ることができるようにします。また、重要な海峡が機雷で封鎖されて日本への石油やガスが途絶え、国民の生死にかかわる明らかな危険がある場合、停戦前でも機雷の除去作業ができるようになります。

Q.徴兵制になって、若者が戦地に送られるって本当？

A.大きな間違いです。徴兵制は憲法で許されません。

そもそも、近年は軍事技術の高度化によってプロしか扱えない装備がほとんどで、徴兵制を導入する意味は少なくなっています。
日本を含めた先進７カ国で徴兵制の国はなく、その他の国も志願制に移行しつつあります。

Q.抑止力って、何ですか？

A.外国からの攻撃に万全の備えがあることを相手に示して、日本への攻撃を事前にあきらめさせることです。まさに、「スキのない構え」です。

平和安全法制の目的は、憲法と専守防衛の範囲内で、抑止力を高めて戦争を未然に防ぐことにあります。
世界中の国が、外交と抑止力の両面で戦争を防いでいます。
特に、戦争を放棄した日本にとって、武力の行使は自衛に限った最後の手段です。
戦わずして攻撃を事前に防げるかどうかがカギになります。
今回の平和安全法制で抑止力はさらに高まり、日本が攻撃を受けるリスクは大幅に低下します。

Q.そんなに日本に危険が迫っているのですか？

A.日本周辺の状況の悪化に加え、時代背景も大きく変わりました。

北朝鮮は核実験を繰り返し、日本全土を射程に入れたミサイルを配備しました。中国は急速に軍備を増強しつつ、頻繁に尖閣諸島の日本領海に公船を侵入させています。自衛隊の緊急発進（スクランブル）の回数も、10 年前の7倍です。
一方、この地域でのアメリカの影響力にも変化がみられます。
さらに、軍事技術の大幅な進歩に、宇宙・サイバーなど新たな分野も加わり、世界中のどこからでも日本の安全が脅かされる時代になっています。

Q.アメリカの要請を断れず、関係ない戦争に巻き込まれないか、心配です。

A.絶対にありえません。新たな日米合意の中にも「日本が武力を行使するのは、日本国民を守るために限る」と、はっきりと書き込んでいます。

集団的自衛権の行使は、憲法と平和安全法制で日本独自の厳しいルールを定め、日本防衛のための自衛の措置として、「新３要件」を満たす場合に限っています。
仮にアメリカから、要件に該当しない武力の行使の要請があったとしても、断るのは当然です。
ですから、かつての湾岸戦争やイラク戦争のようなものに自衛隊が参戦することは絶対にありません。

― 2016.1.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

国際的な平和主義　－歴史的経緯－

1　第一次大戦後～第2次大戦：「平和主義」の確立

○第一次世界大戦後、各国は戦争の惨禍を避けるため、人類史上初の国際平和機構として「国際連盟」を設置（1920年：42カ国→60カ国　参加）。

○1928年、パリにて不戦条約が署名。米英独仏伊日など当時の列強を中心に15カ国が参加。「戦争の放棄」、「紛争の平和的手段での解決」を定義。

パリ不戦条約（1928年8月27日「戦争放棄に関する条約」）

第一条

締約国は国際紛争解決のため戦争に訴ふることを非とし、且その相互関係に於て国家の政策の手段としての戦争を放棄することを～宣言する

第二条

締約国は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議は、～平和的手段に依るの外之が処理または解決を求めざることを約す

○1929年～、世界恐慌によりブロック経済化や植民地化が進む。これを背景に、日本は満州国を設立し国連を脱退（1933年）、独はナチスが台頭。米国は孤立主義へ。

2　第2次世界大戦：「領土不拡大原則」の確立

○1941年8月、連合国は「領土拡大を求めない」方針の、大西洋憲章に署名。

大西洋憲章（1941年8月14日大西洋上にて米英が署名）

一、両者の国は、領土的たるとその他たると問わず、いかなる拡大も求めない。

二、両者は、関係国民の自由に表明する希望と一致しない領土的変更の行われることを欲しない。

○1943年3月、この領土不拡大の大原則はカイロ宣言に受け継がれる。

カイロ宣言（1943年11月27日カイロにおいて米・英・中華民国が署名）

～右同盟国は自国の為に何等の利得をも欲求するものに非ず又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず

○1945年7月、ポツダム宣言にも「カイロ宣言の条項は履行されなければならない」と明記。※当初ソ連は同宣言に不参加だったが、8月8日、対日戦宣戦布告時に参加を表明。

ポツダム宣言（1945年7月26日ポツダムにおいて米・英・中華民国が署名）

八、「カイロ」宣言の条項は履行せらるべく又日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に局限せらるべし

3　国際連合の設立

○1945年10月、国際平和の維持を主たる目的とした国際連合が設立

国連憲章（1945年6月26日サンフランシスコにおいて調印、同10月24日発効）

○国連憲章では、加盟国による集団的措置、平和的手段による紛争解決の原則が、第一条に規定。

「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為等のため有効な集団的措置をとること」

「国際的な紛争の解決は平和的手段によって ～ 実現すること」

○また、第51条では、自衛権の行使が認められる旨規定

「国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」

○1956年12月、日本は、日ソ共同宣言・日ソ国交回復の後に加盟。

⇒戦後の国際社会は、国際平和の維持のためには、加盟国が「集団的措置」と「自衛権行使」が必要との考え方。

⇒当時の日本は、敗戦国として復興の途上にあり、自衛隊も創設されたばかり（1954年）であったことから、「集団的措置」と「集団的自衛権」は国の権利としては持つが、行使しないとの考え方をとっていた。

⇒戦後70年を経て、国情や安全保障環境も大きく変わり、加盟国の義務として、国際平和に貢献できる体制をとることが必要。

― 2015.12.8　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

日　本　国　憲　法　の　制　定　経　緯

1　現行憲法の制定経緯

○敗戦直後、占領下での特殊な状況の下で検討（GHQ草案がベース）。
○1946年11月、帝国議会で審議の上、「帝国憲法」を改正する形で公布。
（※ドイツは、国が解体され旧憲法が廃止された。）

基本理念：①国民主権、②平和主義、③基本的人権の尊重
⇒　＋国体（天皇制）が維持されたことに大きな意味あり。

2　自衛権・我が国防衛に関する考え方

○敗戦直後、軍が完全に解体され、実力組織（警察予備隊・自衛隊）は存在せず、自国防衛さえままならない状況で憲法が成立。我が国の安全は、国際社会の善意を前提に考えられていた。

【日本国憲法（前文）抜粋】
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するものであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

○現行憲法成立時は、我が国が「自衛権」を行使できるような組織も手段もない状況であり、憲法も「自衛権」について何ら規定されず。
○現行憲法では、我が国の安全保障に関し、第9条で「戦争放棄」と「軍隊の不保持」を謳っているのみで、「国を守る」旨の規定はない。我が国は、占領軍に守ってもらうとの考え方が当時の時代背景。

⇒自衛権の保持は、昭和47年に初めて政府見解が出され、「必要最小限の自衛の措置は行使し得る」考え方がようやく確立されていった。
⇒更に、その後、「国家としては集団的自衛権の権利は有するが、憲法上は行使し得ない」との考え方が、成立していくことになった。
⇒一方、現行憲法には、「我が国が、領土・領海・領域を守る」旨の国家として最も基本的な責務が規定されておらず、制定後約70年がすぎても、憲法に自国防衛の責務が規定されない特異な状況が続いている。

3　平和安全法制における憲法論

○安保法制の審議の中では、「集団的自衛権行使は部分的であっても憲法違反の可能性があるのではないか」との観点から議論が行われた。
○現行憲法は、占領下の自衛権すら行使できないような状況の下で、マッカーサー草案をベースに成立。「自衛権」に関する解釈は、時代背景や自衛隊の設置・能力等を考慮し考えられてきた。昭和47年見解も、行政府が判断し、立法府に提示して確立された。
○今回の安全保障法制でも、行政府がまず憲法の枠内で可能と判断し提案。

⇒「日本の安全保障上の必要性を軸に、過去の見解との整合性をとり、日本の存立を脅かすような場合は、限定的に集団的自衛権を認められる」

○次に、立法府として、この法律の必要性や憲法との関係の妥当性等を審議し、法案を成立させた。民主主義の大原則は、国民の代表たる国会により多数決で決めること。今回の法制もこの原則に従い、立法府の判断として合憲と認め成立させた。
○国内では、合憲・違憲と様々な意見があるが、最終的に訴訟が成立すれば憲法解釈は、司法・最高裁が判断することになる（憲法第81条）。

日本国憲法　1946年(昭和21年)11月3日公布、1947年(昭和22年)5月3日施行

第八十一条
最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

⇒最高裁判決は①「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自営のための措置を全うすることは、国家固有の権能の行使」②合憲・違憲の法的判断は、「一件極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外」として、内閣及び国会に委ねている。（集団的自衛権の行使は国会承認事項）
⇒今、重要なことは、①憲法改正のための提議と議論、②領土・領海・領域を守るための防衛能力強化

― 2015.12.8　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

日本国憲法の問題点と自民党の2012新憲法草案（1）

日本国憲法：前文に問題

日本国民は、（略）平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

⇒この書きぶりは、日本国民が自身で書いたものとは思えない。
　また、国や郷土を愛し、自ら守ることも記述されていない。

自民党の新憲法草案（前文　［抜粋］）

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。
日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。
我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。
日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

日本国憲法：元首・国旗・国歌の規定なし

独立国家でありながら、日本国憲法には国の元首の規定がない。また、国民統合の証となる国旗や国歌の規定もない。

自民党の新憲法草案（第１章　天皇）

第一条　天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
第三条　国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。
２　日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

日本国憲法：国防・領土保全規定なし

日本国憲法には、国と国民を守ることが規定されておらず、主権の存する領土・領海・領空・資源を保全する規定もない。
国民の生命・財産を守ることは国家最大の使命だが、国の基本法にその条項がない。

現行憲法 第九条

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
２　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党の新憲法草案（第２章　安全保障）

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
２　前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。
第九条の二　我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。
３　国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
第九条の三　国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

パリ不戦条約

第一条　締約国は、国際紛争解決のため、戦争に訴えないこととし、かつ、その相互関係において、国家の政策の手段としての戦争を放棄することを、その各自の人民の名において厳粛に宣言する。
第二条　締約国は、相互間に起こる一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因のがどのようなものであっても、平和的手段以外にその処理又は解決を求めないことを約束する。

― 2012.5.22　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

日本国憲法の問題点と自民党の2012新憲法草案（2）

日本国憲法：家族尊重の条項なし

国や社会を構成する基礎単位は「家族」だが、日本国憲法には家族条項がない。憲法に定められているのは、個人の尊重と権利のみ。

自民党の新憲法草案（第３章　国民の権利 及び 義務）

第二十四条　家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。
　家族は、互いに助け合わなければならない。

中華人民共和国憲法（婚姻・家庭・老人・婦人・児童に対する配慮と保護）

第49条
３　父母は、未成年の子女を扶養・教育する義務を負い、成年の子女は、父母を扶養・扶助する義務を負う。

日本国憲法：現代に必要な条項が欠如

現憲法が公布（昭和21年11月3日）、施行（昭和22年5月3日）された時代には考えられなかった重要な条項・規定が欠けたまま。

自民党の新憲法草案　　現代に合った条項を追加

個人情報の不当取得の禁止等　第十九条の二

国政上の行為に関する説明の責務　第二十一条の二

環境保全の責務　第二十五条の二

在外国民の保護　＝国外の緊急事態時　第二十五条の三

犯罪被害者等への配慮　第二十五条の四

教育に関する権利及び義務等　＝私学助成　第二十六条の三

財政の基本原則　＝財政の健全性　第八十三条の二

日本国憲法：「緊急事態条項」なし

世界の大半の国が武力攻撃や内乱、大規模災害など、国家や国民の生存の危機に際し一時的な権利制限も含め事態に対処できる「緊急事態条項」を定めているが、日本国憲法には定めが無い。
→東日本大震災では、法令制限による燃料輸送の遅滞、自衛隊によるパトロールができない、など、大きな弊害が。

自民党の新憲法草案（第９章　緊急事態）

（緊急事態の宣言）
第九十八条　内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

日本国憲法：改正への高いハードル

日本国憲法改正には、「衆参両院の総議員の３分の２の賛成と、国民投票での過半数の賛成」という非常に高いハードルが設定されており、時代に合わせた柔軟な憲法改正を阻害している。

自民党の新憲法草案（第10章　改正）

第十章　改正
第百条　この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

真の独立主権国家とするため、憲法は「不磨の大典」であってはならず、改正に向け活発な国民的議論が必要。

― 2012.5.22　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

がれきが大量に残る町並みに黙礼される天皇、皇后両陛下＝27日午後、宮城県南三陸町（AP）



両陛下、初の東北被災地ご訪問

天皇、皇后両陛下は27日、東日本大震災の被災者を見舞うため、宮城県に入り、ヘリを使って南三陸町を視察するとともに、仙台市の避難所を訪問された。両陛下が東北地方の被災地に入られたのは初めて。村井嘉浩知事らによると、両陛下は被害の大きさに驚いた様子で、ヘリの中で身を乗り出すようにしていた。

陛下は、多くの児童が犠牲になった大川小学校近くを上空から見た際、「いそうだったですね」と語られたという。

仙台市の避難所の体育館では、

「前に進む」勇気 お与えに

平成23年4月28日（木） 産経新聞より

東日本大震災で天皇陛下(第125代　皇紀2671年　初代神武天皇)はお言葉を述べられた。

「何にも増して、この大災害を生き抜き、被災者としての自らを励ましつつ、これからの日々を生きようとしている人々の雄々しさに深く胸を打たれています」

明治天皇は日露戦争に際して
「敷島の 大和心の雄々しさは ことある時ぞ あらはれにける」と詠まれた。

昭和天皇は敗戦の翌年の歌会始で
「降り積もる み雪に耐えて 色かへぬ 松ぞ雄々しき 人もかくあれ」
と敗戦後の決意を歌に託された。三代にわたって「雄々しさ」との言葉を使われた。

今上陛下が国難の今こそ「雄々しさ」との言葉を国民に伝えようとお考えになったのだと思う。

天皇皇后両陛下が被災地を回り、ガレキの山と化した現地で深々と頭を下げたお姿に感動し、その姿に多くの国民は心を打たれたと思う。

千年以上にわたり、ひたすら国民の安寧を祈り続けてきた天皇家の姿がそこにある。

平成23年7月19日「創生日本」総会資料より

国のかたちを考える 憲法(1)

日本大学教授　百地章

今回の大震災後、天皇皇后両陛下は何度も被災地を訪問され、被災民を親しくねぎらい励まされ、国民もこれに感動し勇気づけられた。

このような政治家にはできない皇室の大きな役割についても、「象徴行為」などの形で憲法に明記すべきではなかろうか。

平成二十三年六月二十一日
『自由民主』より

日本国憲法の改正を考える

○他国の憲法改正（1945年　第2次世界大戦終結以降）

ド イ ツ	60回	アメリカ	6回
イタリア	16回	韓　　国	9回
フランス	27回	中　　国	9回

○米国が作成した憲法
米国GHQによって、昭和21年2月4日～12日までのわずか9日間に英語でつくられたもの。
※憲法制定　昭和21年11月3日

○新たな規定の必要性
家族・環境権・プライバシー権・犯罪被害者の権利・天皇陛下の新たな役割（「象徴行為」など）

○非常事態条項の欠如
※1990～2008年に新憲法制定した国、スイスなど93カ国。
全ての国に非常事態条項が設置。
※災害対策基本法「災害緊急事態」布告
→「国民の権利義務を大きく規制する」
平成23年3月22日参議院政府答弁

○憲法96条の改正
憲法改正の国会発議要件を現行の「3分の2」から「過半数」に引き下げを。
→96条改正議連　超党派236名の議員

○憲法審査会
平成19年8月国会法改正で法的に設置。

衆議院　平成21年6月　設置規定制定
→委員選任できず。

参議院　平成23年5月　設置規定制定
→委員選任できず。
→衆参共に4年にわたり始動せず。
→平成23年10月　委員選任。
同11月　審議開始。

○憲法改正国民投票法
（平成22年5月全面施行、平成26年6月一部改正）
投票は、一部改正法施行4年後（平成30年6月）に18歳以上。それまでは20歳。
※選挙権年齢が18歳から認められる国
191カ国中176カ国（92.1%）

○憲法改正手続き
①衆議院で100人以上、参議院で50人以上の賛成により改正原案提出。
②国民投票は60～180日以内に実施

日本国憲法の成立

「憲法改正草案要綱」はその後法文化の作業を加えられ、さらに山本有三や横田喜三郎らの意見を入れて現代かなづかいを採用することとなり、四月一七日、「憲法改正草案」として英訳とともに発表された。

あくまで大日本帝国憲法の改正という形式をとったため、まず枢密院に諮詢して可決され、次に帝国議会へと提出された。昭和二一年八月二四日、衆議院は四二一対八で憲法改正を採択。あくまで天皇制廃止を主張した共産党は、反対票八票のうち六票を投じた。GHQに強要された憲法であることはすでにどの議員たちも知っている。多くの議員が無念のあまり嗚咽を漏らした。無数の啜り泣きが議場を粛然とさせたのはこの時が最初で最後ではあるまいか。

さらに一〇月六日には貴族院でも可決された。かつて近衛とともに憲法案を作成した佐々木惣一は当時貴族院議員であったが、〝たとえ死刑になっても〟と、賛成の起立を拒んだ。

こうして昭和二一年一一月三日、日本国憲法は公布され、翌年五月三日施行された。

北康利『白州次郎　占領を背負った男』より